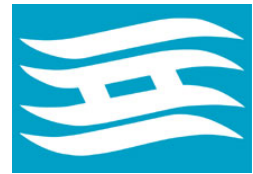


兵庫県公報

令和4年3月31日 木曜日 第19号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 知事の職務を代理する順序に関する規則の一部を改正する規則（人事課）	2
○ 単純な労務に雇用される職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則（人事課）	2
○ 恩給の支給等の手続に関する規則の一部を改正する規則（職員課）	2
○ 公舎管理規則の一部を改正する規則（管財課）	3
○ 統計調査条例施行規則の一部を改正する規則（統計課）	4
○ 兵庫県立兵庫津ミュージアム管理規則の一部を改正する規則（兵庫津ミュージアム整備室）	5
○ 兵庫県立山の学校管理規則の一部を改正する規則（青少年課）	5
○ 生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則（地域福祉課）	6
○ 国民健康保険事業の運営に関する規則の一部を改正する規則（国保医療課）	6
訓 令	
○ 副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令（人事課）	6
告 示	
○ 公舎管理規則に基づく公舎1平方メートル当たりの入居料の基準額等（管財課）	7

公布された法令のあらまし

◎知事の職務を代理する順序に関する規則の一部を改正する規則（規則第12号）

荒木副知事の退職及び服部副知事の選任に伴い、知事の職務を代理する順序を定めることとした。

◎単純な労務に雇用される職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則（規則第13号）

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「条例」という。）等の一部改正により、勤務時間の割振りの特例の対象となる職員の範囲を拡大することに伴い、条例が適用されない単純な労務に雇用される職員の勤務時間の割振りの特例について必要な事項を定めることとした。

◎恩給の支給等の手続に関する規則の一部を改正する規則（規則第14号）

恩給条例の一部改正により、令和4年3月31日時点で20歳未満の者について20歳まで遺族扶助料の支給対象とする経過措置を設けること等に伴い、所要の整備を行うこととした。

◎公舎管理規則の一部を改正する規則（規則第15号）

国家公務員宿舎の入居料との均衡を考慮し、単身赴任者が公舎に入居する場合における公舎の入居料の算出方法について所要の整備を行うこととした。

◎統計調査条例施行規則の一部を改正する規則（規則第16号）

個人情報の保護に関する法律の一部改正並びに行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止に伴い、規定の整備を行うこととした。

◎兵庫県立兵庫津ミュージアム管理規則の一部を改正する規則（規則第17号）

兵庫県立兵庫津ミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部改正により、兵庫県立兵庫津ミュージアムの管理を指定管理者に行わせることに伴い、所要の整備を行うこととした。

◎兵庫県立山の学校管理規則の一部を改正する規則（規則第18号）

1 高校卒業後の進路を見いだせず悩みを抱えたままの若者や、大学等への進学後にひきこもりになる若者が増加している状況を踏まえ、兵庫県立山の学校（以下「学校」という。）の入学対象者の年齢の上限を引き上げることとした。

2 年度途中に入学する生徒が進学又は就職の時期に合わせて学校の課程を修了することができるよう、在籍期間の弾力化を図ることとした。

◎生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第19号）

国の生活福祉資金貸付制度要綱に基づく国の通知の一部改正により、新型コロナウイルス感染症及びそのま

ん延防止のための措置の影響を受け、収入の減少、失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている者に対して貸し付ける貸付金の据置期間が延長されたことに伴い、所要の整備を行うこととした。

◎国民健康保険事業の運営に関する規則の一部を改正する規則（規則第20号）

国民健康保険法の一部改正に伴い、同法の引用条文を改めることとした。

規 則

知事の職務を代理する順序に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第12号

知事の職務を代理する順序に関する規則の一部を改正する規則

知事の職務を代理する順序に関する規則（平成13年兵庫県規則第93号）の一部を次のように改正する。

本則中 「副知事 荒木一聡」を「副知事 片山安孝」に改める。
副知事 片山安孝」を 副知事 服部洋平」

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。



単純な労務に雇用される職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第13号

単純な労務に雇用される職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則

（単純な労務に雇用される職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正）

第1条 単純な労務に雇用される職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年兵庫県規則第80号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第3条及び第10条において」を「以下」に改める。

第4条第3項中「第1号会計年度任用職員」を「育児短時間勤務職員等、短時間勤務職員、第2号会計年度任用職員（地公法第22条の2第1項第2号に掲げる者である職員をいう。）」に改め、同項ただし書を削り、同条第4項中「（育児短時間勤務職員等を除く。）」を削る。

（単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則及び単純な労務に雇用される職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

第2条 単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則及び単純な労務に雇用される職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（平成28年兵庫県規則第6号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。



恩給の支給等の手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第14号

恩給の支給等の手続に関する規則の一部を改正する規則

恩給の支給等の手続に関する規則（昭和36年兵庫県規則第81号）の一部を次のように改正する。

第18条中「条例別表第1」を「法別表第1号表の2」に、「障害の状態」を「重度障害の状態」に改める。

第30条第1項中「前条」を「第28条」に改める。

第39条第1項第1号中「戸籍謄本」の右に「又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。

第46条第1項第2号中「障害の状態」を「重度障害の状態」に改め、同項第6号を削り、同項第7号中「20歳」を「18歳」に、「第5号」を「前号」に改め、同号を同項第6号とする。

附則に次の一条を加える。

（成年年齢の引下げに伴う経過措置）

第10条 令和4年3月31日において法第73条第1項の規定による扶助料又は条例第38条第1項の規定による遺族扶助料の給与事由が生じている未成年の子に対する第46条第1項第2号の規定の適用については、同号中「成年の子」とあるのは、「20歳以上の子（婚姻した20歳未満の子を含む。）」とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（恩給の支給等の手続に関する規則の一部改正に関する経過措置）

2 この規則の施行の日の前日において恩給の支給等の手続に関する規則第46条第1項第5号に規定する寡婦加算の原因となる未成年の子がある場合における当該子に対するこの規則による改正後の同項第6号の規定の適用については、当該子が20歳となるまでの間に限り、同号中「18歳以上」とあるのは「18歳以上20歳未満」と、「第18条各号」とあるのは「第18条第1号」とする。ただし、当該子が婚姻したときは、この限りでない。



公舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第15号

公舎管理規則の一部を改正する規則

公舎管理規則（昭和42年兵庫県規則第46号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「公舎」の右に「（単身赴任者（職員の給与等に関する条例（昭和35年兵庫県条例第42号）第17条の2第1項若しくは第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員又はこれに準ずる職員をいう。次項において同じ。）が入居する公舎を除く。）」を加え、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「第3項まで」を「第4項まで」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 単身赴任者が公舎に入居する場合には、単身赴任者の負担を軽減するため、基準額に調整を加えるものとし、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「建築後5年を経過した公舎」とあるのは、「公舎」と読み替えるものとする。

第18条の2中「第5項から第7項まで」を「第6項から第8項まで」に改める。

第30条中「第8項まで」を「第9項まで」に改める。

様式第2号中

「

同居し よう とする 者	氏名	性別	生年月日	続柄	職業又は在校名
			・		
			・		
			・		
			・		
			・		

を
「

同居し よう とする 者	氏名	性別	生年月日	続柄	職業又は在校名
			・		
			・		
			・		
			・		
			・		

単身赴任手当受給の有無

有 ・ 無 ・ 申請中

注 単身赴任手当受給の有無の欄は、該当するものを○印で囲むこと。
に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間における公舎の入居料（駐車場に係るものを除く。以下同じ。）の額は、この規則による改正後の公舎管理規則（以下「改正後の規則」という。）第16条の規定により算出される公舎の入居料（以下「改正後の入居料」という。）の額が改正前の公舎管理規則第16条の規定により算出される公舎の入居料の額を超える場合には、改正後の規則第16条の規定にかかわらず、改正後の入居料の額から当該超える額の3分の2に相当する額を控除した額（当該額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げた額）とする。

3 前項の規定は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間における公舎の入居料の額について準用する。この場合において、同項中「3分の2」とあるのは、「3分の1」と読み替えるものとする。



統計調査条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第16号

統計調査条例施行規則の一部を改正する規則

統計調査条例施行規則（平成21年兵庫県規則第28号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項第1号中「、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）若しくは独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）」を「若しくは個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の統計調査条例施行規則第9条の規定の適用については、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号。以下「整備法」という。）附則第2条の規定による廃止前の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）若しくは独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）又はこれらの法律に基づく命令の規定（整備法附則第71条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。）に違反し、罰金以上の刑に処せられた者は、整備法第50条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）又は同法に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられた者とみなす。



兵庫県立兵庫津ミュージアム管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第17号

兵庫県立兵庫津ミュージアム管理規則の一部を改正する規則

兵庫県立兵庫津ミュージアム管理規則（令和3年兵庫県規則第44号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条及び第11条」を「第10条及び公の施設の指定管理者の指定等に関する条例（平成16年兵庫県条例第2号）第4条」に改める。

第6条の見出しを「（特別の観覧に係る料金の基準額）」に改め、同条中「第5条の規則で定める特別観覧料の額」を「別表第2の規定により規則で定める特別の観覧に係る料金の基準額」に改める。

第7条中「（第17条第1項第1号において「特別観覧」という。）」を削る。

第9条第1項中「（第15条第1項及び第17条第2項において「特別観覧許可書」という。）」を削る。

第15条から第17条までを削り、第18条を第15条とし、同条の次に次の1条を加える。

（管理）

第16条 条例及びこの規則に基づく知事の権限のうち、条例第9条第3項本文及び第4項の規定並びに前条及び次条の規定に基づく権限以外の権限は、条例第9条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が行うものとする。ただし、第2条第2項及び第3条第2項の規定に基づく権限については、指定管理者が、あらかじめ知事に協議して行うものとする。

第19条中「別に」を「指定管理者が知事の承認を受けて」に改め、同条を第17条とする。

別表区分の款中「金額」を「基準額」に改める。

様式第5号及び様式第6号を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。



兵庫県立山の学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第18号

兵庫県立山の学校管理規則の一部を改正する規則

兵庫県立山の学校管理規則（平成26年兵庫県規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「21歳」を「24歳」に改める。

第3条中「在籍期間は」の右に「原則として」を加える。

様式第2号（表面）の部中「男・女」を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。



生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第19号

生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則

生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則（昭和36年兵庫県規則第63号）の一部を次のように改正する。

附則第5項を附則第6項とし、附則第4項を附則第5項とし、附則第3項の次に次の1項を加える。

- 4 附則第2項に規定する貸付金（総合支援資金の生活支援費及び福祉資金の緊急小口資金に限る。）のうち、当該貸付金の貸付けの申請の日が令和4年4月1日以後であるものについては、同項の規定により読み替えて適用する別表の規定にかかわらず、当該貸付金の据置期間は、令和5年12月31日までとする。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。



国民健康保険事業の運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第20号

国民健康保険事業の運営に関する規則の一部を改正する規則

国民健康保険事業の運営に関する規則（平成30年兵庫県規則第19号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号中「第81条の2第9項第3号」を「第81条の2第10項第3号」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

訓 令

兵庫県訓令第3号

本 庁
地 方 機 関

副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令

副知事の担当事務に関する規程（令和3年兵庫県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第1条の表を次のように改める。

区分	担当事務
1 片山副知事が担任する事務	(1) 次に掲げる組織に係る事務（3に掲げる事務を除く。以下この項及び次項担当事務の欄において同じ。） 総務部 企画部 財務部 県民生活部 福祉部 保健医療部 産業労働部 出納局 (2) 次に掲げる執行機関等との調整に係る事務 病院局 教育委員会 選挙管理委員会 人事委員会 労働委員会
2 服部副知事が担任する事務	(1) 次に掲げる組織に係る事務 危機管理部 農林水産部 環境部 土木部 まちづくり部 (2) 次に掲げる執行機関等との調整に係る事務 企業庁 監査委員 公安委員会 収用委員会 海区漁業調整委員会 内水面漁場管理委員会
3 片山副知事及び服部副知事が共管する事務	新型コロナウイルス対策及び災害対策に関する特に重要な事務

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

告 示

兵庫県告示第430号の7

公舎管理規則（昭和42年兵庫県規則第46号）第16条及び第16条の2の規定により、1平方メートル当たりの入居料の基準額等を次のとおり定め、令和4年4月1日から施行する。

なお、平成16年兵庫県告示第476号の4（公舎管理規則に基づく公舎1平方メートル当たりの入居料の基準額等）は、令和4年3月31日限り、廃止する。

令和4年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 1平方メートル当たりの入居料の基準額

公舎の延べ床面積	基準額（月額）		
	甲地	乙地	その他の地域
55平方メートル未満	498円	447円	392円
55平方メートル以上 70平方メートル未満	622円	559円	490円

70 平方メートル以上 80 平方メートル未満	809 円	671 円	588 円
80 平方メートル以上 100 平方メートル未満	995 円	839 円	735 円
100 平方メートル以上	1,213 円	1,006 円	882 円

2 建築後の経過年数による入居料の調整額(公舎管理規則第 16 条第 2 項に規定する単身赴任者が入居するものを除く。)

公舎の構造	地域の区分	建築後の経過年数(年)	入居料の調整額(円)				
			55 平方メートル未満	55 平方メートル以上 70 平方メートル未満	70 平方メートル以上 80 平方メートル未満	80 平方メートル以上 100 平方メートル未満	100 平方メートル以上
木造	甲地	5					
		10	46	76	55	133	173
		15	124	172	187	263	335
		20	212	292	307	433	569
		25	270	356	393	553	687
		30	284	404	479	655	817
	乙地	5					
		10	95	115	107	169	160
		15	169	209	211	297	318
		20	255	325	351	461	544
		25	313	387	435	575	660
		30	327	435	517	673	786
	その他の地域	5	101	124	124	182	177
		10	183	221	240	319	351
		15	231	281	308	401	455
		20	286	357	397	507	600
		25	322	396	452	581	674
		30	331	425	504	643	755

鉄筋コンクリート造その他堅固の構造のもの	甲地	5					
		10					
		15	83	104	125	156	188
		20	111	139	166	208	249
		25	138	173	207	259	311
		30	166	207	248	310	372
		35	193	241	289	362	434
		40	220	275	330	413	496
		45	248	309	371	464	557
		50	248	309	371	464	557
	乙地	5					
		10					
		15	83	104	125	156	188
		20	111	139	166	208	249
		25	138	173	207	259	311
		30	166	207	248	310	372
		35	193	241	289	362	434
		40	220	275	330	413	496
		45	248	309	371	464	557
		50	257	317	371	464	557
	その他の地域	5	34	39	28	67	32
		10	90	107	106	161	151
		15	134	160	167	234	243
		20	168	203	215	291	316
		25	194	236	253	335	372
		30	216	262	283	370	416
		35	231	281	306	397	451
		40	244	297	330	420	496
		45	252	309	371	464	557
		50	290	354	390	496	576

3 建築後の経過年数による入居料の調整額(公舎管理規則第16条第2項に規定する単身赴任者が入居する場合。)

公舎の構造	地域の区分	建築後の経過年数(年)	入居料の調整額(円)				
			55平方メートル未満	55平方メートル以上70平方メートル未満	70平方メートル以上80平方メートル未満	80平方メートル以上100平方メートル未満	100平方メートル以上
木造	甲地	新築	100	139	188	275	328
		5	207	272	341	457	556
		10	272	349	432	564	693
		15	310	397	485	629	774
		20	355	457	558	714	891
		25	384	489	601	774	950
		30	391	513	644	825	1,015
	乙地	新築	101	129	148	218	221
		5	207	261	300	398	447
		10	271	337	389	504	583
		15	308	384	441	568	662
		20	351	442	511	650	775
		25	380	473	553	707	833
		30	387	497	594	756	896
	その他の地域	新築	62	76	80	130	113
		5	168	208	231	309	339
		10	231	283	320	415	473
		15	268	329	372	478	553
		20	310	387	441	559	665
		25	338	417	483	616	722
		30	345	440	523	664	784

鉄筋コン クリート 造その他 堅固の構 造のもの	甲地	新築	100	139	188	275	328
		5	154	206	265	366	443
		10	197	258	325	438	534
		15	231	299	372	494	605
		20	257	332	409	538	661
		25	277	357	438	572	704
		30	294	377	461	599	738
		35	306	392	479	620	765
		40	316	404	493	637	786
		45	322	411	501	646	798
		50	351	448	543	696	861
	乙地	新築	101	129	148	218	221
		5	155	196	225	309	336
		10	198	248	285	381	427
		15	232	289	332	437	498
		20	258	322	369	481	554
		25	278	347	398	515	597
		30	295	367	421	542	631
		35	307	382	439	563	658
		40	317	394	453	580	679
		45	323	401	461	589	691
		50	352	438	503	639	754
	その他の 地域	新築	62	76	80	130	113
		5	116	143	157	221	228
		10	159	195	217	293	319
		15	193	236	264	349	390
		20	219	269	301	393	446
		25	239	294	330	427	489
		30	256	314	353	454	523
		35	268	329	371	475	550
		40	278	341	385	492	571
		45	284	348	393	501	583
		50	313	385	435	551	646

4 駐車場の使用に係る額

地域の区分	駐車場の使用に係る額（月額）	屋根付きの駐車場について加算する額（月額）
甲地	6,700円	3,200円
乙地	5,100円	3,000円
その他の地域	3,400円	2,800円

5 昇降機に係る保守経費に応じて入居料に加算する調整額

公舎名	入居料の調整額
災害待機湊川宿舎	15円

6 地域の区分

1から4までの甲地、乙地及びその他の地域の区分は、次の表のとおりとする。

甲地	神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、明石市、川西市及び東京都の地域
乙地	姫路市の地域
その他の地域	甲地及び乙地以外の地域